

購買代金決済取扱規程

【平成3年4月1日制定 ・ 平成8年6月24日改正】

新居浜市農業協同組合

第1条 この規程は、この組合より供給する購買品代金の決済を円滑に行うことを目的とする。

第2条 購買品の供給は、貯金振替(現金取引を含む)、もしくは別に定める営農貸越取扱規程による。

第3条 購買品の引渡時において前条の規定により決済されなかった取引は、購買未収金に計上する。

② 購買未収金の決済方法は、毎月末日を締日、翌月15日を決済日とする。但し、月末日もしくは決済日が、休・祭日のときは各々翌営業日に繰り下げる。なお、特例取引先については、組合長決裁を受けて決済日を別途定めることができる。

③ 前項の決済日において決済されなかったときは、直ちに口頭または書面もしくは面談により催促する。

④ 前項の催促を重ねてもなお支払いのないときは、法定手続により回収措置を講ずることができる。

第4条 予約購買については、あらかじめ予約時に指定した日を決済日として、第2条もしくは前条第1項及び第3項、第4項並びに第2項但し書きの規定を適用する。

第5条 この規程に別段の定めのないものはこの組合の定款、規約、諸規程を適用する。

約 定

1. 貴組合から請求のあった依頼書（1）対象種目に〇印を付したのものについては、請求書等に記載された金額を所定の振替日若しくは申し出た日をもって指定貯金口座から引落のうえ決済してください。
2. 貯金の引落にあたっては、貯金規定・当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳、貯金払戻請求書の提出または小切手の振出はいたしません。
3. 振替日において請求書等に記載の金額が貯金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、引落しされなくても異議ありません。
また、この場合には直ちに入金することとし、遅延して入金した場合には入金後いつでも貴組合は上記2と同様の処理を行うことができるものとし、引落が複数ある場合にはいずれに充当するかは貴組合の任意とします。
4. この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
5. この貯金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴組合の責によるものを除き貴組合には一切ご迷惑をかけません。